

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管部（局）・課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例					法令番号	平成10年佐賀県条例第22号					
手続名	着陸料等、土地使用料及び駐車料の減免承認					根拠条項	第17条の4					
審査基準	<p>1 次の各号にいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる着陸料等を免除することができる。</p> <p>(1) 公用のため着陸し、又は停留し、又は条例第4条第1項第2号に掲げる行為（以下「その他滑走路等を使用する行為」という。）を行うとき 着陸料、停留料又はその他滑走路等使用料</p> <p>(2) 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられて、着陸し、又は停留するとき 着陸料又は停留料</p> <p>(3) 試験飛行のため着陸し、又はその他滑走路等を使用する行為を行うとき 着陸料又はその他滑走路等使用料</p> <p>(4) 離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場に着陸することなく再び着陸するとき 着陸料</p> <p>(5) やむを得ない事由により不時着するとき 着陸料</p> <p>2 前項に規定するもののほか、佐賀空港事務所長が特に必要と認めるときは、着陸料等、土地使用料及び駐車料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>											
受付機関	佐賀空港事務所	処理機関	佐賀空港事務所	交付機関	佐賀空港事務所	標準処理期間 標準経由期間	14日 日	目次 No.	12			